23 鍼灸マッサージに対する健康保険適用の沿革

野澤 隆幸

養生庵治療院

「緒言]

鍼・灸・あん摩マッサージ指圧に対し、健康保険が適用されているが沿革に関して明確にされていない。 ここにその歴史について報告する。

「方法]

下記の書籍を中心に調査した.

『医道の日本』, 医道の日本社, 昭和22(1947)年 第6巻, 第6号以降

『随証療法』,財団法人東方治療研究所出版部,昭和24(1949)年 第1巻第1号~第2巻第4号 『日本医療保険制度史』,吉原健二著,増補改訂版,東洋経済新報社,平成20(2008)年

[結果]

鍼灸保険取扱いの初出は昭和14・15年頃であり、全国で1・2名の業者によって行われていた。昭和16年には宮崎県の旭ペンベルグ会社と会員の間で試験的に団体契約が結ばれ、取扱いも始まったという。その後、戦局の悪化により、一旦は廃れてしまう。

戦後、昭和22年5月3日の改正憲法施行により全ての法律の改廃が行なわれた。それに伴い、保険関係法も次々と改革・制定・施行された。

その頃 GHQ から厚生省に対し「鍼灸をはじめ、あん摩、柔道整復等、医師以外の者の治療行為の禁止」の要望が出され、厚生省は昭和22年9月23日、医療制度審議会に諮問した。実質上の鍼灸禁止令であった為、業界内では所謂 GHQ 旋風(マッカーサー旋風)がおこり、保険適用の再開どころではなかった。板倉武、石川日出鶴丸、相川勝六、小林勝馬、岡部素道、花田伝、小守良勝、樋口鉞之助らの尽力により GHQ による禁止の要望が撤回され、昭和22年12月20日には身分法である「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」(法律第217号)も確立される。

医療機関等社会施設が急速に改善され、保険に対する一般の認識も深まった。それを背景に、富山・愛知県を先進として、各地方公共団体で続々と取り扱いが開始してゆく。昭和23年7月30日の厚生省社会保険審査会において、鍼灸も亦健康保険上の療養の給付の対象になると決定された。しかしこの扱いが全国に普及せんとし、療養費の取り扱い件数が増加してくるようになると、厚生省の実施調査が始まり、①保険経済の問題、②医師の同意、③医療であること、④治療の範囲、⑤業者の素質等の点を考慮し、昭和25年1月19日『保発第4号、及保発第14号』による厳重な通牒、業界でいうところの禁止通牒が出された。

一方,市区町村レベルでは、保険料の不払い運動等もあり細々と保険が取り扱われているところもあった。日本鍼灸師会連合会・全日本鍼灸按マッサージ師会連盟・日本保険鍼灸マッサージ師会の全国業界団体が協議協力した運動が実を結び、昭和36年に厚生省の支給基準が出された。組織を確立して取り扱いをしているのは10府県程度しかなかった。

保険診療においても料金に地域差があったが、昭和38年9月1日より撤廃された。しかしこれは鍼灸マッサージ業者には適用されなかった。日本保険鍼灸マッサージ師会の陳情もあり、昭和38年10月23日厚生省保険局長名をもって都道府県知事に対し、施術に係る療養費の算定について11月1日から地域差を撤廃することにした旨の通達が出された。

その後、鍼灸マッサージの社会的認知向上や上記業界団体の運動もあり、昭和42年9月18日『保発第32号』「はり、きゆう及びマッサージの施術に係る療養費の取り扱いについて」の厚生省保険局長通達が出され、現在の療養費支給基準が作られた。その通達を基に、料金や加寮期間の変更・撤廃・改定が行われ現在に至る。